

# 私立専修学校教育活動費補助金交付要綱

## (通則)

第1条 私立専修学校教育活動費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 県は、当該年度の4月1日において現に存する私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は同法第64条第4項に規定する法人が設置する修業年限1年以上で職業に必要な技術の教授を目的とする私立専修学校における教育条件の向上を図り、もって学校の振興及び人口の定住を促すため、私立専修学校を設置する学校法人に対し、その運営に要する経費の一部について予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

ただし、定員内実員生徒数20人未満の学校及び私立高等専修学校振興費補助金を受けている学校は対象外とする。

2 前項に規定する私立専修学校（前項により対象外となっている学校を除く。）のうち、文部科学大臣から職業実践専門課程の認定を受けた学科を設置する私立専修学校には、予算の範囲内において、1校あたり50万円を上限として補助金を加算するものとする。

3 第1項に規定する私立専修学校（第1項により対象外となっている学校を除く。）のうち、生徒の島根県内への就職に寄与している私立専修学校であって、知事が別に定める場合には、予算の範囲内において、1校あたり50万円を上限として補助金を加算するものとする。

## (定義)

第3条 この要綱において「一般運営費補助」とは、私立専修学校における教育に係る経常的経費に対する補助をいう。

## (補助金対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりである。

## (補助金の不交付)

第5条 知事は、補助事業を行う学校法人（以下「補助事業者」という。）が次

の各号の一に該当し、補助の目的を有効に達成することができないと認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく知事の処分若しくは寄附行為に違反し、又は 知事の指導にもかかわらず学校経営の適正を欠く場合
- (2) 管理運営又は経理その他の事務処理が著しく適正を欠いている場合
- (3) 役員間、教職員間又は役員及び教職員の間において、訴訟その他の紛争があり、

学校運営の適正な執行を期し難い場合

- (4) 破産宣告又は銀行取引停止処分を受ける等財政状況が極度に窮迫している場合
- (5) 日本私立学校振興・共済事業団及び島根県私学教育振興会からの借入金の償還、又は公租、公課等の納付が適正に行われていない場合

#### (交付申請)

第6条 補助事業者は、規則第4条の規定により、私立専修学校教育活動費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号の書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金申請理由書
- (2) 補助金に係る使用経費の予算書(様式第2号)
- (3) 当年度の資金収支予算書及び事業活動収支予算書
- (4) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (5) 学年別在学者数及び教職員編成表(様式第3号)

#### (補助金交付の条件)

第7条 補助金の交付を受ける者は、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する私立専修学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。

また、この補助金は、第4条に掲げる経費に使用するものとし、この目的以外に使用してはならない。補助事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。この期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (計画変更の承認)

第 8 条 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ変更承認申請書（様式第 4 号）に関係書類を添えて知事の承認を受けなければならない。

ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合で、軽微なものについてはこの限りではない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更するとき。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。

**（補助事業の中止又は廃止）**

第 9 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

**（状況報告及び調査）**

第 10 条 知事は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、協力者等又は学校設置者に対し報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

**（実績報告）**

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第 10 条の規定により、私立専修学校教育活動費補助金実績報告書（様式第 5 号）に次の各号の書類を添えて、補助金の交付を受けた年度の翌年度の 5 月 15 日までに知事に提出しなければならない。

(1) 補助金に係る使用経費の計算書（様式第 6 号）

(2) 当該年度の資金収支計算書及び事業活動収支計算書

**（補助金の交付）**

第 12 条 知事は、必要があると認められるときは、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、島根県私立専修学校教育活動費補助金概算（精算）払請求書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

**（財産の処分の制限）**

第 13 条 規則第 13 条第 1 項第 4 号の規定による知事が指定する場合は、取得価格又は効用の増加した価格が 50 万円以上のものとする。

2 規則第 13 条第 2 項の規定による知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の例による。ただし、財

産の処分についてあらかじめ知事の承認を得た場合は、この限りでない。

- 3 処分を制限された財産について、他の用途に使用する場合、又は譲渡し、交換し、貸し付け若しくは担保に供する場合においては、知事が別に指示する方法により、承認を受けなければならない。

**（会計基準）**

第 14 条 補助事業者は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成しなければならない。

**（県内中小企業への優先発注）**

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施に際し、物品及び役務の調達等を行う場合には、県内中小企業者へ発注するよう努めるものとする。

**（書類の保管）**

第 16 条 補助事業者は、補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、

当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

**附 則**

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。
- 2 第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 31 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。ただし、同日以前に交付を受けた補助金については、当該補助金に係る実績報告その他の必要な手続きに関する規定は、同日以後もなおその効力を有する。

**附 則**

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

別 表 (第4条関係)

1 補助対象経費

(1) 一般運営費補助

学校法人会計基準第10条別表1に掲げる科目のうち、次の各号に該当する経費。

ただし、国及び県の他の補助金の交付の対象となる経費を除く。

①人件費支出(ただし、役員報酬及び退職金を除く。)

②教育研究経費支出(ただし、奨学費及び補助活動に要する経費を除く。)

③管理経費支出

④借入金等利息支出

⑤設備関係支出(ただし、校地、校舎等施設の整備は除く。)

(2) 補助金の額

補助金の額は知事が定める基準により算出した金額とする。

## 私立専修学校教育活動費補助金交付基準

### 1. 対象校

当該年度5月1日現在における生徒数が20人以上の学校(定員内実員)  
ただし、学校法人及び準学校法人の設置した学校であること。

### 2. 交付基準

予算総額を各学校の生徒数に応じて配分する。

※「生徒数」とは、交付年度5月1日現在の総生徒数とし、総実員に対し、補助する。

(専修学校については、生徒数が減少傾向にあり経営が困難であること及び人口定住に資するため、より生徒の増を図ってもらう必要があることなどから、一条校よりも生徒数に対する規制を緩やかに考えた。)